

市で設置している相談窓口等について

2007年末からの世界的な金融危機に伴う金融経済情勢の悪化は、本市においても様々な形であらわれてきており、地元企業の経営状況の悪化や雇用を取り巻く環境が一段と厳しさを増すなど、市民生活への影響が広がっています。

そこで、本市におきましては、地域経済及び市民生活の安定化に向け、全庁的、総合的に取り組むため、市長を本部長とする「会津若松市緊急経済対策推進本部」を設置し、「会津若松市緊急経済対策」を取りまとめ、具体的な対策を実施しているところです。

さらに、雇用情勢の厳しさを踏まえ、所得が少ない方や失業などで大幅に所得が減ってしまった方など、市民の皆様からのさまざまな相談に適切に対応するため、相談窓口等について「緊急経済対策推進本部」において確認したところであり、改めて7月1日号の市政だよりで周知するとともに、市のホームページにも掲載するものです。

【主な相談窓口等】

1. 雇 用

- 金融・雇用の相談（商工課：電話 39-1252）

2. 税 金

- 市税の納付相談（納税課：電話 39-1226）

3. 福 祉

- 生活保護の相談（社会福祉課：電話 39-1292）
- 介護保険料の相談（高齢福祉課：電話 39-1242）
- 国民健康保険税や国民年金保険料の相談（国保年金課：電話 39-1249）
- 保育所やこどもクラブ、子育て支援の相談（児童家庭課：電話 39-1243）

4. 教 育

- 幼稚園や小中学校の就学援助の相談（学校教育課：電話 39-1303）